

業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の巡回等を行うものとする。
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

1. 巡回管理実施日

(4月)	6日、 20日	2 回
(5月)	7日、 18日	2 回
(6月)	1日、 15日	2 回
(7月)	6日、 21日、 27日	3 回
(8月)	3日、 17日	2 回
(9月)	7日、 24日	2 回
(10月)	5日、 19日	2 回
(11月)	2日、 16日	2 回
(12月)	7日、 21日、 28日	3 回
(1月)	4日、 18日	2 回
(2月)	1日、 15日	2 回
(3月)	1日、 15日	2 回
合 計		26 回

2. 灌水

(4月)	2 回
(5月)	7 回
(6月)	7 回
(7月)	7 回
(8月)	10 回
(9月)	7 回
(10月)	5 回
(11月)	3 回
(12月)	2 回
(1月)	2 回
(2月)	2 回
(3月)	2 回
合 計 56 回	

3. 花壇除草

(4月)	2 回
(5月)	3 回
(6月)	3 回
(7月)	3 回
(8月)	3 回
(9月)	3 回
(10月)	3 回
(11月)	回
(12月)	回
(1月)	回
(2月)	回
(3月)	回
合 計 20 回	

3. 花壇植替え

5月、 11月 計 2 回

4. 施肥

2月 計 1 回

5. 樹木管理

剪定中木 11月 計 1 回

剪定下木 7月、 11月 計 2 回

6. 芝刈

4月、 6月、 7月、 8月、 10月 計 5 回

※ 委託期間内に実施箇所の巡回等を実施すること。

なお、実施日については委託者と協議の上、決定する。

※ 巡回管理に当たっては、下記を遵守すること。

(1) 点検

見回り点検を履行するもの。危険で急を要するような異常があった場合は速やかに応急措置を行い、至急委託者に連絡をとり、指示を受けること。

(2) 花手入れ

花がら取りや、ピンチ作業を行い、花壇の美観を保つ作業を履行するもの。

(3) ゴミ処理

散乱するゴミ、犬猫の糞及び枯れ落ちた花びら等のゴミを収集・分別し、指定方法により処理を履行するもの。

(4) 花補植

大雨・台風及び長期に日照が続く等の天候の変化及びいたずら等によって、花壇の一部が枯れたり、無くなったりした草花の撤去及び補植を行うもの。

※ 灌水に当たっては、下記を遵守すること。

(1) 花壇の灌水を履行するものである。

(2) 灌水は日照の少ない夕方頃に実施すること。

※ 花壇植替えに当たっては、下記を遵守すること。

(1) 花壇内の草花を撤去し、地拵えを行い、新しく草花を植替処理を履行するものである。

(2) 草花の種類については、下関駅前に相応しい季節にあったものとする。

※ 施肥に当たっては、下記を遵守すること。

(1) 花壇内に、施肥を履行するものである。

(2) 肥料は、設計図書に明示された種類、配合のものを使用する事とし、使用前に委託者の承認を得ること。

(3) 施肥を行う場合は、均一になるように注意し散布すること。

※ 剪定等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。

位置図

